

# 建設工事における入札金額見積内訳書の取扱いについて

所 沢 市

建設工事の入札において、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を必要とする入札に、内訳書が提出されない場合又は内訳書に不備がある場合について、以下のとおり取扱うものとする。

## 1 内訳書の未提出

次に該当する場合は「内訳書の未提出」とし、所沢市契約規則第8条の2第10号及び所沢市競争入札参加者心得第10条第11号に規定する「入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、当該入札を原則無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合
- (4) 内訳書に記載された工事名、内訳及び工事費計から、明らかに他の入札の内訳書と発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記載された入札参加者の名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (7) 上記(1)から(6)以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

## 2 不備な内訳書

次に該当する内訳書は「不備な内訳書」とし、所沢市契約規則第8条の2第10号及び所沢市競争入札参加者心得第10条第11号に規定する「入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして、当該入札を原則無効とする。

- (1) 他の業者の内訳書と一緒に提出された内訳書
- (2) 内訳書の内容が異なる複数の内訳書
- (3) 工事費計の記載のみで内訳の記載がない内訳書
- (4) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が、工事費計の金額と一致しない内訳書
- (5) 内訳書に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生費の記載がない内訳書。ただし、当面の間は記載に漏れがあった場合、無効として扱わない。

- (6) 工事名に誤りがある、又は記載がない内訳書  
ただし、直接工事費の内訳（工種名）等から、当該入札の内訳書であると発注者が判断した場合及び明らかに軽微な誤記と発注者が判断した場合はこの限りではない。
- (7) 入札参加者の名称・商号及び代表者名に誤りがある、又は記載がない内訳書  
ただし、明らかに軽微な誤記と発注者が判断した場合はこの限りではない。
- (8) 内訳書の工事費計が電子入札共同システムに入力された入札金額と異なる内訳書
- (9) 上記(1)から(8)以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

### 3 不備な内訳書等の扱いの留意点

発注者が指定した様式以外の書式で内訳書が提出された場合は、上記1又は上記2に該当していないことに留意し、そのことのみでは無効にしない。

### 4 発注者の内訳書の確認

- (1) 内訳書の確認は、入札締切通知書の発行以後に行うものとする。
- (2) 発注者は、開札前に内訳書の内容に不備がないことや他の入札参加者のものと類似性や規則性がないかを確認する。
- (3) 落札候補者から提出された内訳書の確認等については、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき実施するものとする。

### 5 労務費ダンピング調査の実施

- (1) 市は落札候補者から提出された内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上になっているかの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。調査対象は、落札候補者のみで、開札後速やかに行う。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

※「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

一定水準＝当該工事の直接工事費の発注者設計金額×係数

- (2) 合理的な回答が確認できなかった場合、発注者は（様式2）で注意喚起を行った上で建設Gメンへの通報を行う。なお、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。

## 6 不正行為が疑われる場合

提出された内訳書に疑義があり、不正行為が疑われる場合は入札を保留し、所沢市談合情報対応マニュアル及び所沢市談合情報対応マニュアル運用指針に基づき処理するものとする。

## 7 その他

入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

## 附 則

この取扱いは、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知等を行う入札から適用する。

様式1

令和 年 月 日

(宛先)  
所沢市長

(落札候補者)  
住所  
商号又は名称  
代表者 氏名

理 由 書

□□□□工事について、当該直接工事費（労務費）が一定水準を下回った理由は、以下のとおりです。